

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×103/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×107/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×89/1,000)</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×71/1,000)</p> <p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)</p> <p>(1)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき 十所定単位×94/1,000)</p> <p>(2)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき 十所定単位×89/1,000)</p> <p>(3)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(4)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(5)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき 十所定単位×76/1,000)</p> <p>(6)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(7)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき 十所定単位×67/1,000)</p> <p>(8)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき 十所定単位×76/1,000)</p> <p>(9)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(10)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき 十所定単位×54/1,000)</p> <p>(11)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき 十所定単位×58/1,000)</p> <p>(12)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(13)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき 十所定単位×48/1,000)</p> <p>(14)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき 十所定単位×36/1,000)</p> <p>注3 令和6年6月1日から算定可能</p> <p>注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能</p>	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×101/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×86/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×69/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)		(1月につき 十所定単位×90/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)		(1月につき 十所定単位×86/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)		(1月につき 十所定単位×88/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)		(1月につき 十所定単位×94/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)		(1月につき 十所定単位×94/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)		(1月につき 十所定単位×73/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)		(1月につき 十所定単位×71/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)		(1月につき 十所定単位×65/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)		(1月につき 十所定単位×73/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)		(1月につき 十所定単位×63/1,000)
(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 十所定単位×52/1,000)			
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 十所定単位×56/1,000)			
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 十所定単位×48/1,000)			
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 十所定単位×35/1,000)			
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×64/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×67/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×48/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×27/1,000)</p> <p>注3 令和6年5月31日まで算定可能</p>	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×47/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×26/1,000)		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×17/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 十所定単位×18/1,000)</p> <p>注3 令和6年5月31日まで算定可能</p>	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×15/1,000)		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき 十所定単位×13/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 令和6年5月31日まで算定可能</p>	